

平成 23 年 度

## 社会教育主事講習実施要項

新潟 大 学

## 1. 趣 旨

この講習は、社会教育法（昭和24年法律207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

## 2. 講習を行う機関名 国立大学法人新潟大学

## 3. 講習の期間及び会場

(1) 期 間 平成23年7月25日(月)～8月19日(金)

(2) 会 場 新潟大学教育学部

なお、この期間中に下記の期間及び会場で学外演習を行います。

社会教育演習 平成23年8月8日(月)～8月10日(水) 新潟県下越地区

## 4. 講習科目及び単位数

生涯学習概論 2単位

社会教育計画 2単位

社会教育演習 2単位

社会教育特講 3単位

内容・テ - マ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者の職氏名については、受講許可書送付の際に同封します。

## 5. 受講予定者数 60人

## 6. 受 講 資 格

社会教育主事講習等規程（以下「規程」という。）第2条各号の一に該当する者

## 7. 受講者の選定

新潟大学は、平成23年度社会教育主事講習運営委員会の意見を聴き受講者を選定します。

## 8. 受講の申込み

(1) 受講希望者は、次の書類(a～f)を取りまとめて、勤務地又は居住地の県教育委員会が指定する期日までに勤務地又は居住地の県教育委員会に提出してください。

(a) 受講申込書(所定の用紙)

(b) 受講資格を証明する書類

(ア) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号)附則第2項の規定に該当する者は、その受講資格を証明する大学等の卒業証明書、修了証明書等(規程第2条第1号関係)

(イ) 教育職員の普通免許状を有する者は、当該免許状の写し(規程第2条第2号関係)

(ウ)(ア)(イ)以外の者は、最終出身学校の卒業証明書及び勤務証明書(規程第2条第3・4・5号関係)

(c) 規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、社会教育主事講習単位修得認定申請書(所定の用紙)

(大学における科目について認定を申請する場合は、修得年度を明記した証明書を添付してください。)

(d) 社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は社会教育主事講習実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位のある者は、その単位の修得又は認定を証明する書類

(e) 書類上の姓が現在の姓と異なる者は、戸籍抄本 1部

(f) 返信用封筒(角2封筒に郵便番号・住所・氏名を明記し、390円切手を貼付。なお、速達を希望する場合は、速達料金の切手を貼付してください。)

- (2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込者について、受講資格の有無を十分調査のうえ、資格があると認められた者を一括し、受講申込者名簿を添えて6月6日(月)までに下記あて送付してください。

〒950 - 2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地 (電話 025 - 262 - 5532)

新潟大学学務部教務課 全学教職支援事務室 学校教員研修係 気付

平成 23 年度社会教育主事講習運営委員会委員長

- (3) 受講許可の通知については、6月下旬頃本人あてに送付するとともに、各県の教育委員会へも許可された者の氏名を通知します。

#### 9. 受講者の参集日時及び場所

- (1) 受付 平成23年7月25日(月) 10時30分から11時10分まで

- (2) 場所 新潟大学教育学部 正面玄関

#### 10. 受講者の受講に要する経費

- (1) 受講者全員に共通の経費

教材, 研究集録等経費として 20,000 円

- (2) 学外演習(社会教育演習)に参加する受講者に必要な経費は、別に納入してください。

#### 11. 受講者の個人情報の取扱い

提出いただく書類等に記載された個人情報については、下記の目的に限り利用します。

- (1) 新潟大学における社会教育主事講習の実施に関する業務

- (2) 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

#### 12. その他

- (1) 宿泊の斡旋について

講習期間中宿泊を要する者は、各自で手配してください。宿泊費は、各自で負担願います。

- (2) 会場の案内図は、受講許可書を送付する際に同封します。

- (3) 受講申込書、勤務証明書及び単位修得認定申請書は、所定の用紙を使用してください。